

各 位

平成 18 年 5 月 26 日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会社名 SBIホールディングス株式会社
(コード番号8473 東証第一部、大証第一部)
代表者 代表取締役CEO 北尾 吉 孝
問い合わせ先 責任者役職名 取締役常務CFO
平井 研 司
電話番号 03-6229-0100 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

会社法（平成 17 年法律第 86 号）並びに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）及び会社計算規則（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に
伴い、以下の理由により、定款を変更するものであります。

- (1) 今後の事業展開に備えるため、定款第 2 条（目的）に事業目的項目を追加し、併せて一部文言の修正を行うものであります。
- (2) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。
- (3) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認ができるよう、変更案第 22 条（取締役会）第 4 項を新設するものであります。
- (4) 会社法の施行により新たに制度が導入されたことに伴い、社外監査役の適任者を招聘することができるようにするとともに、社外監査役が期待された役割を果たすことができるようにするため、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、変更案第 31 条（監査役の責任免除）第 2 項を新設するものであります。
- (5) 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、

変更案第 33 条（剰余金の配当等）を変更するものであります。また、これに伴い、変更案第 20 条（取締役の任期）において、取締役の任期を 1 年とするものであります。

- (6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および条文番号・項番号の変更・修正など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。なお、当社は、現行定款第 22 条第 1 項及び第 29 条を第 24 条第 1 項及び第 31 条第 1 項のとおり変更いたしますが、会社法施行前における取締役及び監査役の責任についても取締役会の決議によって免除することができるとも含むものとする趣旨であります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程（予定）

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 : 平成 18 年 6 月 29 日（木）
(2) 定款変更の効力発生日 : 平成 18 年 6 月 29 日（木）

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBI ホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126

別紙

(下線部分は変更箇所であります)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ~4. (条文省略) 5. 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介 6. ~55. (条文省略) 56. ゴルフ、スポーツクラブ、リゾートマンション等の各種会員券、割引優待券、航空券、乗車船券、コンサートその他興行チケットの売買、斡旋および管理業務ならびにプリペイドカードの発行・販売 57. ~61. (条文省略) 62. 古物売買及び委託販売並びに輸出入 63. ~66. (条文省略) <p>(新設)</p> <p>67. つぎの業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること (1)企業の営業譲渡、資産売</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ~4. (現行どおり) 5. 企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介 6. ~55. (現行どおり) 56. ゴルフ、スポーツクラブ、リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車船券、コンサートその他興行チケットの売買、斡旋および管理業務ならびにプリペイドカードの発行・販売 57. ~61. (現行どおり) 62. 古物売買および委託販売並びに輸出入 63. ~66. (現行どおり) 67. <u>旅行業</u> 68. <u>国際・国内会議の開催および各種催事の企画、立案ならびに運営に関する請負</u> 69. <u>旅行・観光、文化に関するセミナーの開催ならびにコンサルタント業務</u> 70. <u>旅行に関する物品の販売ならびに取次</u> 71. <u>ホテル、旅館、食堂、喫茶店ならびに観光施設の経営</u> 72. <u>観光地の開発に関する企画、立案ならびにコンサルタント業務</u> 73. つぎの業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること (1)企業の事業譲渡、資産売

現行定款	変更案
<p>買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介</p> <p>(2)～(17) (条文省略)</p> <p>(18) 商品投資に係わる事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業に係わる金融商品の販売業務</p> <p>(19) (条文省略)</p> <p>(20) 外国為替法および外国貿易法に基づく資本取引等、通貨および金融商品の売買および売買取引の受託ならびに商品開発、運用、管理、仲介、取次業務</p> <p>(21)～(42) (条文省略)</p> <p>(43) 古物売買及び委託販売並びに輸出入</p> <p>(44)～(45) (条文省略)</p> <p>(46) 特定金銭債権の管理及び回収ならびに買取</p> <p>(47)～(86) (条文省略)</p> <p>(87) ゴルフ、スポーツクラブ、リゾートマンション等の各種会員券、割引優待券、航空券、乗車船券、コンサートその他興行チケットの売買、斡旋および管理業務ならびにプリペイドカードの発行・販売</p> <p>(88)～(98) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介</p> <p>(2)～(17) (現行どおり)</p> <p>(18) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業に係わる金融商品の販売業務</p> <p>(19) (現行どおり)</p> <p>(20) 外国為替及び外国貿易法に基づく資本取引等、通貨および金融商品の売買および売買取引の受託ならびに商品開発、運用、管理、仲介、取次業務</p> <p>(21)～(42) (現行どおり)</p> <p>(43) 古物売買および委託販売ならびに輸出入</p> <p>(44)～(45) (現行どおり)</p> <p>(46) 特定金銭債権の管理及び回収ならびに買取</p> <p>(47)～(86) (現行どおり)</p> <p>(87) ゴルフ、スポーツクラブ、リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車船券、コンサートその他興行チケットの売買、斡旋および管理業務ならびにプリペイドカードの発行・販売</p> <p>(88)～(98) (現行どおり)</p> <p><u>(99) 損害保険業</u></p> <p><u>(100) 生命保険業</u></p> <p><u>(101) 他の保険会社(外国保険業者を含む)の保険業に係る業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前2号の業務に付随する業務</u></p> <p><u>(102) 前3号のほか保険業法その他の法律により損害保険会社または生命保険会社が行うことのできる業務</u></p> <p><u>(103) 経営、国際問題、経済、政治、社会問題に関するコンサルティングおよび講演会、セミナーの実施</u></p> <p><u>(104) 経営、国際問題、経済、政治、社会問題に関する情</u></p>

現行定款	変更案
	<p>報提供の配信サービス</p> <p><u>(105)人材育成のための研修受託業務</u></p> <p><u>(106) インターネットおよび企業内情報システムによる経営学・経済学・人間学・会計学等の講義ならびにその受講生の受講管理、履修管理、試験の実施、成績管理</u></p> <p><u>(107) イベント、講演会、勉強会、試験等の企画、運営</u></p> <p><u>(108)人材の職業適性能力の開発を目的とする研修の実施</u></p> <p><u>(109)構造改革特別区域法に基づく学校の経営</u></p> <p><u>(110)テレビ番組および経営学・経済学・人間学・会計学等の教育・指導に関するノウハウのビデオテープ、コンパクトディスク、ミニディスク、デジタル・ビデオディスク、書籍、インターネット配信等への媒体への変換ならびにその販売</u></p> <p><u>(111) インターネット配信および企業内情報システムの企画、制作、販売および運営</u></p> <p><u>(112)経営学・経済学・人間学・会計学等の教育・指導に関するノウハウの企画および販売</u></p> <p><u>(113)事業の設立、経営に関する助言、指導および援助</u></p> <p><u>(114)放送およびビデオテープ、コンパクトディスク、ミニディスク、デジタル・ビデオディスク、書籍、インターネット配信とインターネットを組み合わせた講義受講方式の研究、開発、運営ならびにコンサルティング</u></p> <p><u>(115)通信ネットワークと対面集合教育とを組み合わせた講義受講方式の研究、開発、運営ならびにコンサ</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">68. 前各号に付帯・関連する一切の<u>業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、34,169,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">ルディング</p> <p>(116)<u>放送法による委託放送事業</u></p> <p>(117)テレビ番組の企画、制作および販売</p> <p>(118)<u>セミナールームの賃貸および管理</u></p> <p>(119)旅行業</p> <p>(120)国際・国内会議の開催および各種催事の企画、立案ならびに運営に関する請負</p> <p>(121)旅行・観光、文化に関するコンサルタント業務</p> <p>(122)旅行に関する物品の販売ならびに取次</p> <p>(123)観光地の開発に関する企画、立案ならびにコンサルタント業務</p> <p style="text-align: center;">74. 前各号に付帯・関連する一切の<u>事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査役</p> <p>(3)監査役会</p> <p>(4)会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、34,169,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p>
<p>(端株の買増請求)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>— (条文省略)</p>	<p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(端株の買増請求)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は株式および端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>— 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</p> <p>— 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)端株原簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、端株原簿への記載または記録、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取りおよび売渡しその他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株式、端株および新株予約権につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)端株原簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、<u>その他の株式および端株に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取りおよび売渡し、その他株式および端株に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主および新株予約権者の権利行使、<u>株式、新株予約権ならびに端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p>

現行定款	変更案
<p>— <u>前項その他定款に定めがある場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある<u>場合</u>に随時これを招集する。 (条文省略)</p>	<p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある<u>とき</u>に随時これを招集する。 2. (現行どおり)</p>
<p>(株主総会の招集者および議長) 第12条 (条文省略)</p>	<p>(株主総会の招集権者および議長) 第14条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p>
	<p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>
<p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>— <u>当会社の株主総会における商法第343条の定めによるべき特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人とし</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人と</p>

現行定款	変更案
<p>て、その議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>して、その議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第15条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	
<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第16条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第17条 当社の取締役は、株主総会において選任し、その決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。</p>	<p>第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任し、その決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>— (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第18条 取締役の任期はその就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p>	<p>第20条 取締役の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>— 任期満了前に退任した取締役の補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役)</p>	<p>(代表取締役)</p>
<p>第19条 取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第20条 (条文省略) — 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役およ</p>	<p>第22条 (現行どおり) 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役およ</p>

現行定款	変更案
<p>び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役および監査役全員の同意を得て招集手続を省略することができる。</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役および監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。</p> <p>3. <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4. <u>当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(条文省略)</p> <p>取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録して、議長、出席取締役および出席監査役が、これに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>5. (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p>第21条 取締役の報酬は株主総会の決議により定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第21条 取締役の報酬は株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第23条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当</u></p>

現行定款	変更案
<p>し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または<u>同条第19項各号の金額の合計額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第23条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任) 第24条 当社の監査役は、株主総会において選任し、その決議は<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期はその就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。 — 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第26条 監査役はその互選により、常勤監査役を1名以上置く。</p> <p>(監査役会) 第27条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。また、監査役全員の同意を得て招集手続を省略することができる。 — 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	<p>該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または<u>法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第26条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任し、その決議は<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第28条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。また、監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬) 第 28 条 監査役の報酬は株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の実任免除) 第 29 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第 30 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第 31 条 <u>利益配当金は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者および毎年 3 月 31 日現在の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第 32 条 当社は取締役会の決議によ</p>	<p>(報酬等) 第 30 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除) 第 31 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 32 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第 33 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる。</u></p> <p>2. <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>3. <u>当社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>4. <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="408 264 788 589"> <u>り、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者および毎年9月30日現在の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第293条/5に定める金銭の分配（中間配当）をなすことができる。</u> </p> <p data-bbox="233 629 528 663"> （配当金等の除斥期間） </p> <p data-bbox="225 665 788 913"> 第33条 <u>利益配当金および中間配当の支払の開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。また、利益配当金および中間配当には、利息を付さない。</u> </p>	<p data-bbox="1050 226 1137 259">変更案</p> <p data-bbox="820 629 1171 663"> （剰余金の配当の除斥期間） </p> <p data-bbox="815 665 1377 878"> 第34条 <u>剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。また、剰余金の配当には、利息を付さない。</u> </p>

以 上